

中間整理（案）への意見

2019年5月20日

委員 池 本 誠 司

1. 指定信用情報機関の信用情報の使用義務（20頁）について

前提として、「指定信用情報機関の役割」として、信用情報を蓄積し適正な与信審査のために重要な役割を果たしてきたことを記述してあることは評価できる。

しかし、指定信用情報機関の信用情報を使用する義務の意味については、「あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み（計算式）を用いて支払い可能な能力・額を算定する場合に必要となる情報（クレジット債務等）を参照する義務である。」と記述し、脚注13に、「支払可能見込額調査」を行わない場合においても、支払能力の調査に当たり指定信用情報機関を利用することと登録の義務付けが必要であるとの見解もあった、という指摘を紹介するという整理は、指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務を制度化した平成20年改正の趣旨を矮小化するものではないか。

この点につき、産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会平成19年12月10日付報告書は、次のとおり提言している。

割賦販売法第38条は、信用情報機関を利用した支払能力の調査を努力義務として定めているが、過剰与信防止のためには実効性に欠けている。・・・このため、支払能力を調査して過剰与信を防止することを義務づけるとともに、支払能力の調査に当たり信用情報機関を利用すること、また調査結果の信用情報機関への登録の義務づけを図る必要がある。

この報告書の段階では、「支払可能見込額調査」という画一的な審査方法を採用することまでは決まっていなかった。つまり、報告書は、どのような調査方法を採用するかを限定することなく、クレジットの与信審査に当たっては、業界全体の信用情報を登録した信用情報機関を整備し、支払能力の調査に当たりその信用情報を利用してクレジット債務の全体像を確認する義務付けが必要であることを提言したのである。

今回の小委員会委員には平成20年改正時の審議に参加された委員も複数参加されているので、指定信用情報機関の信用情報の使用義務及び登録義務の意義をどう考えるのかについて、客観性のある議論をお願いしたい。

そして、平成20年改正時の信用情報の使用義務・登録義務の意味が上記報告書記

載のとおりであれば、中間整理案にある「あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み（計算式）を用いて支払い可能な能力・額を算定する場合に必要となる情報（クレジット債務等）を参照する義務である。」という理由は削除または訂正すべきではないか。むしろ、信用情報の使用義務を課さないとする結論は、中間報告においては、「引き続きを要する」課題として整理すべきではないか。

2. 【リスクベースアプローチを割賦販売法に適用した場合の見直しとして考えられる方向性】（12 頁）のうち、「クレジットカード番号等の適切管理」について（質問と意見）

中間整理案には、「少額・低リスクのサービスの場合、事業環境等を踏まえつつ、そのリスクに応じた適切管理のあり方とすることを検討しうるのではないか。」との指摘がある。

この記述を理解する前提として、クレジットカード利用限度額の性質について、現在の仕組みがどのようになっているのか、次の質問について、クレジットカード会社に説明をお願いしたい。

<質問>（クレジット会社に対し）

利用限度額とは、①「利用限度額を超えて利用（または不正利用）することが不可能なしくみ」ではなく、②「利用限度を超えて利用した場合にカード会社が利用制限を加えることができる与信管理上の目安」であると言われてきたと理解しています。例えば、利用限度額30万円のカード番号情報が漏えいにより不正利用される場面では、利用方法によっては30万円を大きく超えて100万円を超える高額の不正利用被害が発生することが現実にあります。

現在のクレジットカードにおける利用限度額の意味は、①ですか、②ですか。

<意見>（委員・事務局に対し）

仮に、現在でも②の意味であれば、各カード会社の不正利用監視体制の強弱によって、または不正利用の手口が巧妙な場合は、利用限度額を超えた不正利用が事実上可能であるということになり、少額の利用限度額のカードだから低リスクであるという前提が失われるため、上記指摘は削除することが適切ではないか。

その他、12頁には、取引条件の表示義務、苦情処理などを含めて、具体的な方策の可能性を議論することなく、方向性を示すかのような記述となっているが、こ

れらは見直しが承認されたものではなく、見直しの有無を含めて具体的な検討は未了という理解でよいのか？

3. 決済横断法制に関する小委員会における議論の経過（30頁）について

決済関連法制における規制の整合性を見直しに関して、割賦販売法には加盟店契約会社の加盟店調査義務が規定されているが資金決済法にはこれに当たる規定がないことを指摘されたこと、また信用情報機関の相互の情報共有の課題も今後の検討課題として指摘されたことは、いずれも適切だと考える。

ただし、資金決済法と割賦販売法との比較において、カード発行会社のうち2月を超える後払いである包括信用購入あっせん業者には苦情の適切処理義務（伝達義務）が規定されているが、翌月一括払いの二月払購入あっせん業者には苦情の適切処理義務の規定がない点も指摘することを再検討されたい。

割賦販売法平成20年改正の審議においては、「翌月払い（マンスリークリア）については、現金払い等と比較して消費者に対する誘引性が大きく分割払いと同様の誘引性があるとは考えられないことから、割賦販売法の適用対象とはしない。」としつつ、「引き続き、クレジットのみならずインターネット取引全般における消費者保護等の観点から、トラブルの実態を注視する必要があることを付言する。」（前記基本問題小委員会平成19年12月10日付報告書）とされていた。

そして、平成20年改正時の審議と現在とでは次のとおり事情が変化している。

- ① クレジット利用に係る消費生活相談件数は、2007（平成19）年度が、個別クレジットが69,342件、包括クレジットが13,102件、翌月一括払いが6,592件であったのに対し、2007（平成29）年度は、個別クレジットが19,918件、包括クレジットが20,050件、翌月一括払いが59,115件となっており（国民生活センター「消費生活年報」より）、規制の必要性に変化が生じていること。
- ② その後、前払式支払手段発行業者（プリペイド決済）に対し資金決済法●条に苦情の適切処理義務が規定されたことに示されるとおり、顧客の苦情の適切処理と加盟店調査による不適正加盟店の排除は、後払いの誘引性に着目した規定ではなく、提携関係にある加盟店に対する決済手段の提供という仕組みに着目した義務であると解されること。

③ 平成20年改正の際は、マンスリークリア払いの取扱いについて、書面交付義務や抗弁接続等を含む規制全部について定義規定の見直しという視点で議論したのに対し、今回の問題提起は、加盟店契約会社についてはマンスリークリア払いを含めて加盟店調査義務が規定されたことを踏まえ、カード発行会社の苦情の適切処理義務（苦情伝達義務）の導入について検討を求めるものであること。

したがって、決済横断法制の将来の見直し課題としては、マンスリークリア払いにおけるカード発行会社の苦情の適切処理義務の規定がないことの指摘も加えることを再検討されたい。